

医療保険 訪問看護重要事項説明書

1. 事業所の概要

【事業所の名称】	訪問看護ステーション広畑こまつ		
【事業所の所在地】	〒671-1152	兵庫県姫路市広畑区小松町2丁目66-1	
【設立年月日】	令和4年10月1日		
【事業所番号】	2864091240		
【管理者の氏名】	看護師 篠田佐知子		
【電話番号】	079-280-1122	【FAX】	050-3737-7063

2. 事業の目的及び運営方針

<事業の目的>

利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り健康で自立した日常生活を営むことが出来るように主治医及びかかりつけ医と連携をとり、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的として、訪問看護サービスを提供します。

<運営の方針>

利用者の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図り、生活の質が向上する訪問看護サービスを提供します。

各市町の高齢者サービス調整チームならびに他の関係諸機関との調整を図り在宅療養に効果的なサービスを提供します。

3. 実施地域、営業日時

<実施地域>	姫路市広畑区・網干区・大津区・勝原区・飾磨区
<営業日>	月曜日から土曜日
<休日>	日曜日、年末年始（12月31日～1月1日）
<営業時間>	月～土（午前9時～午後18時）
<連絡先>	079-280-1122（9時～18時） 090-3279-5252（18時～9時）

4. 職員配置状況 *業務の状況に応じて職員数は増減します

当事業所では、利用者に対して訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

看護師4名（常勤 3名、非常勤1名）

5. 身分証明書の携帯

訪問看護師は、訪問時に身分証となるものを携帯し、初回訪問時及び利用者の求めに応じて提示致します。

6. 担当者の変更

訪問時には、利用者及びその家族の同意を得た上で訪問看護師を決定します。

また、訪問看護師の変更については、事業所で相談に応じます。

当事業所では、訪問看護師の交替により、サービス利用上の支障がないように配慮し、訪問看護サービスを提供します。

7. 医療保険の対象となるサービス

健康相談	健康チェックと注意点と助言・病状の観察症状についての助言・心の健康チェック、緊急連絡や相談等対応
日常生活の看護	清潔の保持、食生活の援助、排泄のケア、療養環境の整備、寝たきり・床ずれ予防のケア、コミュニケーションの援助
各種評価	日常生活動作、介護状況、生活、家族、身体機能、福祉用具の選定、
訓練・生活指導	基本動作訓練・指導、家族指導、生活指導、日常生活動作訓練・指導
精神・心理面の看護	不安な精神・心理状態のケア、日常生活自立の支援、社会生活への復帰援助
認知症の看護	認知症のケアと相談、悪化防止のケア、事故防止のケア
検査治療促進のための看護	慢性疾患の看護、療養生活の指導・相談、留置カテーテル等の管理、床ずれその他の創部の処置、服薬指導・管理、その他医師の指示による検査・処置
介護者の相談	あらゆる病状・介護・日常生活に関する相談、精神的支援
社会福祉サービスの利用法	市町村の在宅福祉サービス、その他の保健・医療・福祉サービスの紹介
終末期の看護	苦痛の緩和、尊厳の維持、終末の準備、家族への対応

医療保険の対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

- ・複写物の交付（30 円/枚＋税）
- ・エンゼルケア（死後の処置） 11,220 円（税込）
- ・死亡診断書 11,220 円（税込）
- ・交通費 *実施地域は無料

実施地域以外は、グーグルマップで検索し当院から訪問先までの距離で計算します。

1 k mあたり80 円（小数点以下は切り上げ）で、往復の距離分となります。

処置時に必要な備品については、利用者様にご負担いただくことがあります。

8 利用者負担金

別紙参照

【医療保険の場合】

法定利用料に基づく利用者の医療保険割合に応じた利用料金となります。

【共通事項】

- ・訪問看護を利用する場合、主治医の「訪問看護指示書」が必要です。
利用者の負担割合に応じた「訪問看護指示書料」が発生します（かかりつけ医より請求があります）
- ・実費について変更がある場合には、随時連絡します。

●その他

特定の疾患、被爆者の認定をお持ちの方は減免または免除、生活保護の方は必要と認められた訪問看護について利用料が免除されます。

遷延性意識障害（寝たきりで意識障害があり、意思の疎通が出来ない等の状態が3か月以上続いている）の方には補助制度があります。最寄りの保健所、または県の難病対策室にお問い合わせください。

9. 料金についての支払方法

サービス利用料金は1か月毎に計算し、当事業所より郵送させていただきます。

お受け取り後、銀行口座振り込み、もしくは長久病院窓口にてお支払いお願い致します。

10. サービスの利用方法

（1）ケアマネジャーがいる場合

利用者、ご家族からの申し込み



担当介護支援専門員（ケアマネジャー）がいる場合
居宅サービス計画を立てます



契約の締結、身体状況の把握



「訪問看護計画」の作成、計画に沿って訪問看護を行います



サービス提供

↓ 状態の変化や利用者・関係者の求めに応じ、
適宜サービスの変更を行います

サービス提供の記録の整備



利用料の請求、領収書の発行

(2) ケアマネージャーがいない場合

主治医へ相談



訪問看護担当者へ連絡



家族・本人と面談



契約の締結



「訪問看護計画」の作成、計画に沿って訪問看護を行います



サービス提供



状態の変化や利用者・関係者の求めに応じ、
適宜サービスの変更を行います

サービス提供の記録の整備



利用料の請求、領収書の発行

◎ 訪問看護サービス提供に際する同意書について

当事業所では、利用者に対して、訪問看護サービス提供に際して、訪問看護計画同意書を作成し、利用者の同意を得た上で訪問看護サービスを提供します。

11. 秘密の保持

事業所及び事業所の職員は、正当な理由がない限り、契約者に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た契約者又は契約者の家族の秘密を漏らしません。

事業所は、事業所の職員が退職後、在職中に知り得た契約者又は契約者の家族の秘密を漏らす事がないよう必要な措置を講じます。

契約者の個人情報を用いる場合は契約者の、契約者の家族の個人情報を用いる場合は契約者または家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議において、契約者又は契約者の家族の個人情報を用いませぬ。ただし、必要な情報提供について同意が得られない為にサービス調整ができず、一体的なサービス提供ができない等の不都合が生じる場合があります。

12. 家族などへの連絡

希望があった場合には、利用料金やサービス提供等について、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等にも伝えます。

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	長久 公彦
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

14. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性…利用者本人または生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15. 記録の保管について

利用者に提供したサービスについて訪問看護記録を作成し、これを最低5年間保管します。利用者の請求に応じて閲覧でき、複写物を有償で交付致します。

16. 損害賠償

当事業所では、万が一の事故発生に備えて、損害保険に加入しています。サービスの提供により、当事業所に責めを帰すべき事故が発生した場合には速やかに対処致します。加入した保険内容は、利用者の求めに応じて開示致します。

17. サービス内容に関する苦情

当事業所の訪問看護サービス及び個人情報の取扱い等に関する相談・苦情は以下の窓口で承ります。

訪問看護ステーション広畑こまつ

電話番号 (079) 280-1122

FAX 番号 (050) 3737-7063

対応時間 午前9時～午後6時(月～土)

各市町村役場

兵庫県国保健康保険団体連合会(国保連)

神戸市中央区三宮町1-9-1-1801

電話番号 078-332-5617

管轄の裁判所は、神戸地方裁判所姫路支部となっています。

18. 重要事項の変更について

この重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合は、変更についての書類を交付し、口頭で説明します。

19. 契約の解約について

利用者は契約の有効期間中、契約の全部または一部を解約する事が出来ます。

その場合には、契約者は契約終了を希望する日の1カ月前までに事業所に通知するものとします。解約料は徴収しません。

また、やむを得ず事業者から契約を解約する場合は、1カ月前までに理由とともに通知します。

やむを得ない理由とは、

- ・当事業所が、解散命令を受けた場合・破産した場合、またはやむを得ない理由により事業所の閉鎖やサービス縮小により、サービスの提供が困難となった場合
- ・利用者が故意に不実を告げたり、病状を告げなかったりした為に介護方法を大きく変更しなければならないなど、円滑なサービスを提供できなくなった場合
- ・1ヶ月以上利用料を滞納するなど、契約の継続が困難になるような行為を行い事業所からの申し入れにも関わらず改善されない場合などを示します。

以下の場合には契約を終了致します。

- ・利用者が死亡した場合
- ・利用者の心身状況が自立と判定された場合
- ・利用者が入院・入所等により利用がない場合、契約終了することが出来ます。
- ・利用者の都合の場合は、文書で申し出てください。状況に合わせていつでも契約終了できます。

○利用者様がサービスの利用の中止を希望する際は、1 か月前までにご相談下さい。

尚、急病などやむを得ない場合は、この限りではありません。

20. 緊急時の対応

緊急時には利用者の主治医への連絡を行い医師の指示に従い対応致します。

緊急連絡先へ連絡致します。

21. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

- ① 利用者様の主治医の指示以外の医療行為は出来ないことがありますので、あらかじめご了承下さい。
- ② 看護師等は、年金の管理、金銭の貸し借りなど金銭の取り扱いはできません。
- ③ 看護師等は、介護保険制度上、利用者様の心身の機能維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務（食事、清掃等）をすることは出来ませんのでご了承下さい。
- ④ 利用料金については別紙参照下さい